

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

(県の許可を有している事業者用)

廃棄物処理法等の改正に伴い、

平成23年4月1日から長崎県の産業廃棄物収集運搬業許可のみで、長崎市及び佐世保市でも業を行うことができるようになります。

平成23年4月1日から、自動的にできるようになります。

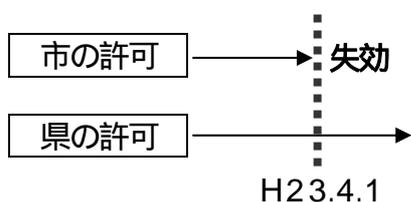
長崎市又は佐世保市(以下「市」という。)の許可を併せて有している場合、市の許可は失効します。失効した許可証は、4月1日以降、すみやかに各市に返還してください。

ただし、下記の点に注意してください！

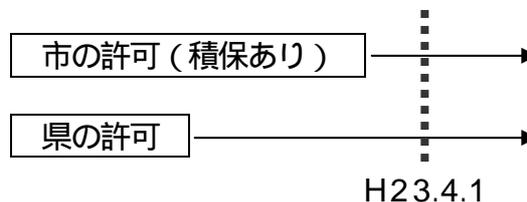
1. 「積替え保管行為」に係る注意点

- ・市で「積替え保管行為」を行うためには、従前どおり市の許可が必要です。
- ・市で「積替え保管行為あり」の許可を有している場合、当該許可証は失効しません。引き続き許可証が必要となりますので、この場合は許可証を返還しないでください。

(市の積替保管なし の場合)



(市の積替保管あり の場合)



2. 「事業の範囲」(取扱う産業廃棄物の種類等)に係る注意点

市の許可の「事業の範囲」が、県の許可の「事業の範囲」より狭い場合
市においても、県の許可の「事業の範囲」が有効となります。

(例) 県の許可(木くず、がれき類) > 市の許可(木くず)
H23.4.1 からは市においても(木くず、がれき類)の収集運搬が可能。

市の許可の「事業の範囲」が、県の許可の「事業の範囲」より広い場合
県の許可の「事業の範囲」でしか事業を行うことができなくなります。

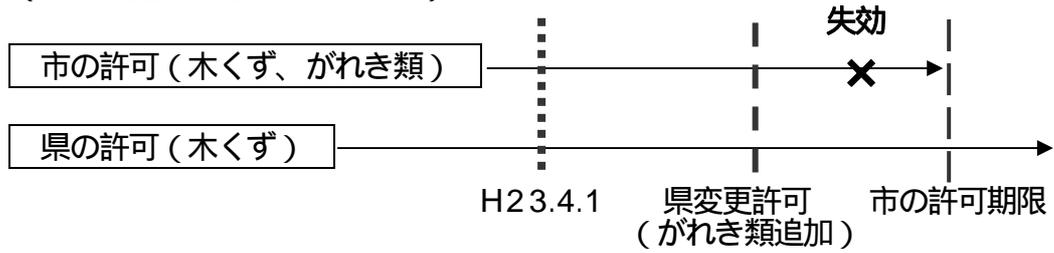
市の許可の「事業の範囲」で事業を行いたいときは、県の許可について、変更許可の手続きが必要となります。

経過措置として、4月1日から県の「変更許可」を取得するまでの間、従前の市の許可証が使用できます。(ただし、4月1日以降に市の許可を更新することはできません。)

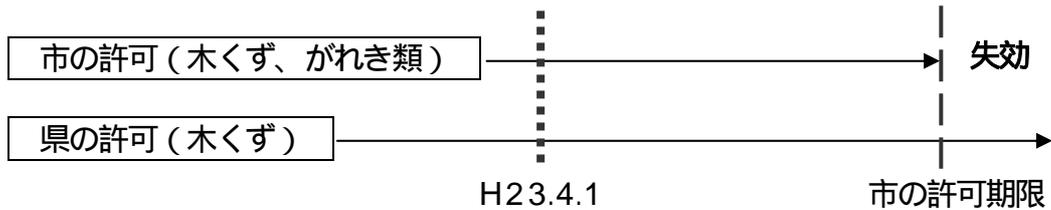
したがって、この場合、市の許可証は返還しないでください。

「事業の範囲」には「石綿含有産業廃棄物の取り扱いの有無」も含まれます。

(県の変更許可を取得した場合)



(県の変更許可を取得しない場合)



市の許可期限以降は、市において木くずのみ収集運搬が可能。

3. 4月1日に失効する市の許可について、3月31日以前に許可期限が到来する場合

- ・継続して事業を行うためには、市へ許可の更新申請を行う必要があります。
- ・更新許可申請書を受理した時点で事業は継続できます。
- ・審査中に4月1日が到来した場合、失効に伴って審査は打ち切りとなりますが、納付した申請手数料は返還できませんのでご了承ください。

市へ更新申請しなければ失効となるため、この間、市で営業できない。

